

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【平成29年度当初予算ベース】

平成26年度4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成29年度風間浦村一般会計当初予算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 14,000 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 277,407 千円

（単位：千円）

事業名		平成29年度 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	75,916	55,614			1,605	18,697
	高齢者福祉事業	29,269			1,330	2,208	25,731
	児童福祉事業	73,744	16,528		1,678	4,390	51,148
	母子福祉事業	6,200	1,000			411	4,789
	小計	185,129	73,142	0	3,008	8,614	100,365
社会 保険	介護保険事業特別会計繰出金	44,677	704			3,476	40,497
	国民健康保険事業特別会計繰出金	22,542	15,713			540	6,289
	後期高齢者医療特別会計繰出金	9,773	7,330			193	2,250
	小計	76,992	23,747	0		4,209	49,036
保健 衛生	疾病予防対策事業	6,054				479	5,575
	健康増進対策事業	9,232	400			698	8,134
	小計	15,286	400			1,177	13,709
合計		277,407	97,289	0	3,008	14,000	163,110